

固定資産税課税免除・不均一課税

	課税免除 (秋田市過疎地域 ※1旧過疎法)	課税免除 (秋田市過疎地域 ※2新過疎法)	課税免除 (企業立地促進 ※3)	課税免除 (地域経済牽引事業)	不均一課税 (地方活力向上地域)	不均一課税 (国際観光ホテル)	不均一課税 (都市再開発法)
条例	秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例	秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例	秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	秋田市市税条例第46条の3第2項(国際観光ホテル整備法)	秋田市市税条例第46条の3第3項(都市再開発法)
要件	・河辺地区限定  ・取得価額の合計が <b>2,700万円</b> を超えるものに限る。  ・令和3年3月31日までに取得したもの	・河辺地区限定  ・取得価格の合計額が製造業又は旅館業にあっては500万円(資本金額等が、5,000万円を超え1億円以下である場合は、1,000万円、1億円を超える場合は、2,000万円)以上のもの ・情報サービス業等又は農林水産物等販売業にあっては500万円以上のもの	・企業立地促進法に基づく「企業立地計画」または「事業高度化計画」について県の承認を受けたもの  ・減価償却資産(建物・建物附属設備・構築物)および家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額が2億円を超えるもの。(農林漁業およびその関連事業については5,000万円)	・県から地域経済牽引事業計画の承認を受けたもの  ・減価償却資産(建物・建物附属設備・構築物)および家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額が <b>1億円</b> を超えるもの。(農林漁業およびその関連事業については5,000万円)	・県から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けたもの  ・家屋と償却資産の取得価額の合計額が <b>3,800万円</b> を超えるものを新設・増設したもの(中小事業者・中小企業者・中小連結法人については1,900万円)	・国際観光ホテル整備法の規定によって登録を受けたもの	・都市再開発法第138条および同法附則第4条第2項の規定に該当するもの  ・都市再開発法に基づく秋田市の高度利用地区内において当該高度利用地区に関する都市計画に適合しているもの
対象資産	・家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)  ・機械及び装置並びに建物及びその附属設備で政令に定めるもの	・家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)  ・機械および装置ならびに建物およびその附属設備で政令に定めるもの	・家屋もしくは構築物(対象施設部分のみとし、事務所等は除く)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得し、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る)	・家屋もしくは構築物(対象施設部分のみとし、事務所等は除く)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得し、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る)	・家屋又は構築物および償却資産ならびに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得し、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る)  ※償却資産(建物・建物附属設備・構築物・機械装置・船舶・航空機・車両運搬具・工具器具備品)	・上記要件に該当するホテル業の用に供する家屋	・上記要件に該当する家屋(耐火建築物)
対象年度	新たに固定資産が課されることとなった年度から3年度	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度
適用税率	課税免除				不均一課税 【移転型事業】 初年度0.14% 2年度0.35% 3年度0.70% 【拡充型事業】 初年度0.14% 2年度0.467% 3年度0.933%	不均一課税 5年度分0.8%	
対象期間	令和3年3月31日まで	令和6年3月31日まで	平成30年3月31日までに計画の同意が行われており、その同意の日から起算して5年以内	計画の同意の日から起算して5年以内	認定を受けた日の翌日以後2年	対象期間なし	
対象事業	・製造業 ・農林水産物等販売業 ・旅館業	市町村計画に振興すべき業種として定められた ・製造業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・旅館業	企業立地促進法に基づく「企業立地計画」または「事業高度化計画」について県の承認を受けたもの	地域経済牽引事業計画の承認を受けたもの 秋田県の基本計画参照。	特定業務施設整備計画の認定を受けたもの	国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル業	業種の指定なし

※1 令和3年3月31日以前に取得したものについては「過疎地域自立促進特別措置法(旧過疎法)」の要件に該当する必要があります。  
 ※2 令和3年4月1日以後に取得したものについては「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)」の要件に該当する必要があります。  
 ※3 企業立地促進の課税免除に関する条例については平成29年12月22日「秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」へと改正されています。  
 ・適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに資産税課まで申請が必要となります。  
 ・不明な点につきましては秋田市役所 資産税課までお問い合わせください。